

流木の利活用に関する条件等について

旭川河川事務所（以下「事務所」という）が定める下記条件等において、流木の利活用者として選定された者（以下「選定者」という）は条件等を理解した上、「利用計画書」（添付記載例参照）を提出し実施していただくこととなります。

（河川管理施設の損傷等）

第1条 選定者は、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷しないように注意すること。なお、河川管理施設を損傷した場合は、速やかに所長に届け出て、その指示に従い、自らの負担において現状回復すること。

（第三者被害）

第2条 選定者は、当該行為に起因して第三者に損害を与えた場合には、自らの負担において損害を賠償すること。

（流木処理等）

第3条 選定者は、流木の処理（分別、玉切り、チップ化、積込み、搬出等）の実施について、事務所所長が河川管理上必要と判断した場合は指示に従わなければならない。

2 選定者は、流木の処理に着手しようとするときは、事前に事務所に通知すること。

3 選定者は、作業期間内に流木の処理の全てを完了し、かつ事務所の確認を受けなければならない。

4 日々の作業時間帯は8：30から17：00までを基本とする。

なお、上記時間帯外で作業する場合は、前もって事務所に承諾を得なければならない。

5 選定者は、河川の水位に注意するとともに、出水により流木の処理の実施箇所が冠水するおそれがあるときは、作業を中止し撤収するとともに、設置した機械及び仮設物等を撤去すること。なお、現地における作業は、平成30年12月20日までに完了すること。また、作業期間内に降雪等で除排雪が必要な場合は選定者が行うこと。

6 事務所は、選定者が不法な行為、利用計画書の内容と逸脱している作業を行っている又は、出水などの影響により作業が困難であると判断した場合は、作業を中止させる場合がある。中止に当たっては、速やかに応じること。

（通常の維持管理、施設被害時の報告義務）

第4条 選定者は、流木処理の実施に関し、適切な維持管理に努めなければならない。

2 利活用する流木については、責任を持って管理し、不法投棄等は行わないこと。また、不法投棄と疑わしい行為は避けること。

3 選定者は、流木処理の実施に関し、事故等の重大な状態が発生したときは、旭川河川事務所に速やかに連絡し、その指示を仰ぐこと。

（問合せ・応募申込書提出先）

国土交通省北海道開発局

旭川開発建設部 旭川河川事務所 計画課

住 所：〒079-8411

旭川市永山1条21丁目3番21号

電話番号：0166-48-2131

FAX番号：0166-47-7075

※問い合わせは、募集期間内とさせていただきます。

※応募申込書の提出は、郵送、FAX又は当事務所まで持参してください。

※応募申込書の受付は郵送する場合は締め切り日消印まで、FAX及び持参の場合は締め切り日の17:00までといたします。